

問 合 せ 先	健康福祉局介護保険課認定・給付係 (504-2363)
	中区福祉課高齢介護係 (504-2478)
	東区福祉課高齢介護係 (568-7732)
	南区福祉課高齢介護係 (250-4138)
	西区福祉課高齢介護係 (294-6585)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4943)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0621)
	安芸区福祉課高齢介護係 (821-2823)
	佐伯区福祉課高齢介護係 (943-9730)

介護保険利用者負担額の減免

1 支援策の内容

介護保険利用者負担額を減免します。

2 対象者（要件等）

いずれかに該当する要介護被保険者、要支援被保険者又は事業対象者

- (1) 災害により住宅や家財に著しい被害を受けた方
- (2) 失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活が著しく困窮している方

3 手続の方法

区福祉課高齢介護係で申請を受け付けます。申請に必要なものは、次のとおりです。

- ・ り災証明書（上記 2(1)該当する方の場合。2(2)に該当する方の場合は、2(2)を証明する書類。）
- ・ 介護保険被保険者証（お手元にあれば）
- ・ マイナンバー確認書類（お手元にあれば）

4 免除の内容

減免期間：当該事由の発生した日の属する月から12か月以内。

（※2(2)を理由とした減免申請の場合、申請日の属する月から6か月以内とし、同一事由による再申請も可能です。ただし、減免期間は合計12か月以内です。）

減免内容：介護保険サービスの利用者負担額（1割、2割又は3割負担分）を全額免除（上記 2(1)に該当する方の場合。）

介護保険サービスの利用者負担額（1割、2割又は3割負担分）を減額（上記 2(2)に該当する方の場合。）

5 その他

申請期間：当該事由の発生した日から12か月以内（上記 2(1)に該当する方の場合。）

当該事由に該当する日の月末まで（上記 2(2)に該当する方の場合。）

詳しくは区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。